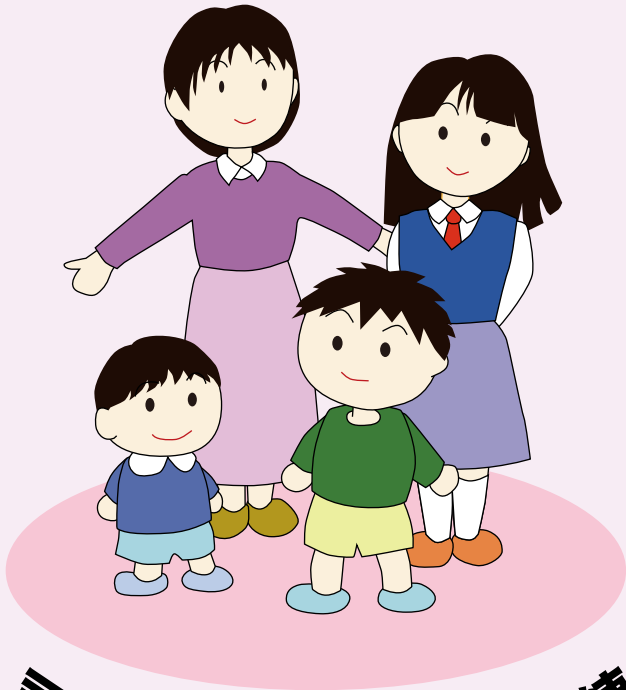


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

# News Letter

## Vol.6

---

### 2011.10.

独立行政法人 科学技術振興機構  
・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

#### 司法面接研修

2010年度 道内児童相談所 司法面接研修 第2クール

研修に参加して

司法面接支援室での面接データの管理

#### 司法面接 Q & A

Australasian Human Development Association, 17th Biennial Conference

国際犯罪学会 第16回世界大会（神戸国際会議場）

ある提言－「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」－について

Society of Applied Memory and Cognition：応用記憶認知学会 第9回会議

The effect of repeated interviews：面接の繰り返しの効果

Mock juror's evaluation about children's ability to testify and the effect of the Truth-Lie

Discussion.：一般市民による子どもの証言能力の評価に宣誓の有無が及ぼす影響について

The 5th International Conference on Memory (ICOM)：第5回国際記憶学会

プロジェクト進行状況（福岡教育大学グループ）

カレンダー



司法面接研修／研修参加者／NARTOS

司法面接研修

2010年度道内児童相談所司法面接研修第2クール

2011年1月、2月にさかのぼってのご報告です。2010年度の司法面接研修第1クールは10月・11月に実施しましたが、引き続き、12月・1月に第2クールを実施しました。2日間にわたる12時間の基礎研修と、同じく2日間の12時間の中級研修の2回です。研修参加者には、心理判定員

を中心とする計12名（道内児童相談所職員計11名、道外児童相談所職員1名）に加え、道外のスクールカウンセラーや保育士、大学院生など、多様な職種の方々にご参加いただきました。

道内研修では、ロールプレイの一部として実際の小学生のお子様にも面接を行ったり、その面接過程を会話分析することで自分自身の面接を客観的な数値で表現し振り返るといった特徴的なプログラムを実施してきました。今回の研修では、こうしたプログラムを更に発展させ、会話を文字起こしする際に、司法面接支援室で開発した録画面接データ管理システム「NARTOS」を使用しました。

ニューズレター本号では、2010年度第2クールに参加された札幌市児童相談所の山本智義先生に、研修に参加してのご感想をいただきました。

研修参加者

研修に参加して

平成22年12月13・14日、平成23年1月31日・2月1日の研修に参加させていただきました。

私はまだ児童相談所職員としての経験も浅く、日々の面接が、常に「何を、どういうスタンスで、どうやって聞けばいいの？」と言ったような状態です。そんな私にとって今回の司法面接研修は、「これからの面接の仕方について、何かを掴むきっかけになれば・・・」、といった、やや不純な動機(?)での参加でした。研修内容は今まで考えていた「受容・共感」の面接方法とはほぼ正反対といった内容で、「中立に、淡々と」子どもの持っている記憶から、誘導する事なく事実を引き出していくための方法で、私にとってはとても新鮮な内容でした。さらに実際に子どもとのロールプレイを経験できた事は、自分の知識を深める上で非常に勉強になりました。また、普段の子どもとのかかわりを振り返ると、背景にある情報から先入観を持ってしまっていたり、誘導する

ような質問をしていたりといった経験があると気づかされ、今後の面接についても考える良い機会になったと思います。現在、司法面接を実践する機会はまだありませんが、心に傷を負った、もしくは負ったかもしれない子どもに対し、誘導の無いように正確な情報を聞き取っていく事が、結果的にその子どものこれからの安全・安心を保障する事ができるという事が実感できる研修でした。同時に、研修で学んだ技法などのエッセンスを、今後の業務に活かしていく事ができればと思います。

札幌市児童相談所 山本智義



NARTOS

司法面接支援室での面接データの管理

司法面接支援室には、司法面接研修で収録された面接データが大量にあります。研修中に収録された面接ロールプレイのビデオデータや、研修の前後に参加者が自宅で収録した面接の音声データが、900本程度あります。これらのデータの閲覧や音声起こし作業に、司法面接支援室で開発した録画面接データ管理システム「NARTOS」を利用しています。

「NARTOS」はWebシステムで、サーバにデータが蓄えられます。利用者は、Webブラウザを用いてサーバにアクセスして、面接データの登録、閲覧、音声起こしなどの作業を行います。

司法面接支援室では、サーバに「Mac mini (OS X server)」を用いています。この機械はサーバ用に出荷されているため、「NARTOS」が利用するプログラムのほとんどが始めから入っています。この機種を選択した理由はその小ささです。DVDのジャケット2個程度の大きさで、1000Gバイトのハードディスクを内蔵しています。このサイズのハードディスクがあれば、4年間の「司法面接法の開発と訓練」のプロジェクトで収録される研修の面接データは収まりそうです。

サーバは司法面接支援室内に置かれ、室内のLANに繋がっています。室内のLANからは、全データにアクセス可能です。いくつかのデータは、設定によりLAN外部（インターネット）からもアクセス可能です。なお、ログインしたユーザのみが利用可

能です。システム自体にセキュリティ対策が施されていますが、サーバ自体が盗まれてしまえば、意味がありません。利用しているサーバは筐体が小さいので、鍵がかかるロッカーの中に入れてあります。



「NARTOS」で管理するのは、作業用のデータです。サーバに保存されるのは、生データのコピーです。面接で収録された生データの保存が必要な場合は、別に保存しておく必要があります。最近、ビデオカメラで用いるメモリーカードの

価格が下がっています。実際の司法面接では、1回の面接に1枚のメモリーカードを用い、そのカード自体を永久保存版とするのが適切だと思います。司法面接支援室で行った実際の面接のデータは上記のサーバには入れていません。

「NARTOS」は、<http://child.let.hokudai.ac.jp/tech/?r=148> からダウンロード可能です。

北海道大学 司法面接支援室 武田 知明

司法面接 Q & A

司法面接 Q & A

司法面接 Q & A

2011年度の道内の研修は10月からスタートします。2011年度の前期には、鳥根県、九州・沖縄ブロック、中国・四国ブロック、青森県で研修を行ってきました。これらの研修の質疑で出てきた内容とその応答を掲載します。

Q 司法面接はどのようなケースに活用できるのか教えてください。例えば、虐待種別（性的、身体的、心理的、ネグレクト）、段階（一時保護前、一時保護中、施設入所前、施設入所中、等）など。

A 司法面接は、法的場面において、子どもに繰り返し面接を行うことにより心的外傷を負わせることのないように、また誘導のない正確な聴取を行なうために開発されてきました（英国内務省・保健省、2007）。よって、法的な措置や手続きが必要な（あるいは必要になる可能性のある）ケースであれば、ご質問にあるようなケースにおいても、司法面接を行う意義はあると思います。例えば厚生労働省の「子ども虐待対応の手引きの改正について」では、「子どもが嘘をついているとして対立する事例、性的虐待を理由に28条による措置を求める事例」等において、司法面接を行う意義があるとしています（厚労省HP）。詳細な情報を求める事実確認はしばしば侵襲的になり得ますが、司法面接は、そういった事実確認において特に大きな効果をもつと考えられます。

けれども、司法面接で用いられる種々の技法、例えばグラウンドルール、ラポール、エピソード記憶の練習（出来事を思い出しして自由報告する練習）は、広く一般的な情報収集にも活かすことができると思います。グラウンドルールにより、被面接者はより正確に情報提供しようと努めますし（London & Nunez, 2002等）、オープン質問はより多くの情報を引き出します（Sternberg et al., 1997等）。また、録画・録音は、客観的な記録としてたいへん有効です。本来、司法面接は法的場面におけるエピソード記憶（特定の日時場所で起きた出来事）の聴取を目的としたものですが、その要素である技法はより広汎に用いることができると

英国内務省・保健省（編）（2007）. 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン。誠信書房

London, K., & Nunez, N. (2002). Examining the efficacy of truth/lie discussions in predicting and increasing the veracity of children's reports. *Journal of Experimental Child Psychology*, 83(2), 131-147.

Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Hershkowitz, I., Yudilevitch, L., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Hovav, M. (1997). Effects of introductory style on children's abilities to describe experiences of sexual abuse. *Child Abuse & Neglect*, 21, 1133-1146.

Q 事実が生じてから、速やかに行った方がよいと思います。Qが、年齢に応じた最長（限界の）経過期間はどれくらいでしょうか。

A 性虐待の申立は遅れがちであることが知られています（Hershkowitz, et al., 2005等）。また、裁判では数年前の出来事が問題にされることも少なくありません。記憶の減衰があったとしても、司法面接が必要となるのが予想され、また、子どもに報告する意志があるならば、面接を行っておくのがよいと思います（面接が行える機会があれば、それが、「最も早い」機会であったということになるでしょう。明日になれば、

また1日経ってしまいます）。Poole & White(1993)は4-8歳児を対象に、2年前の出来事の記憶を確認し、山本（2001）は6歳のころの出来事を10歳の時点で尋ねるという研究を行い、一定の情報を得ています。時間が経てば当然記憶は少なくなります。後で「あのときにしておけば・・・」と残念に思うよりは、面接が可能となった時点で、できるだけ正確に聞き取っておくのがよいと思います。

Hershkowitz, D. Horowitz, and Lamb, M. E., (2005) Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29, 1203-1214.

Poole, D. A., & White, L. T. (1993) Two years later: Effects of question repetition and retention interval on the eyewitness testimony of children and adults. *Developmental Psychology*, 29, 844-853.

山本登志哉 (2001). 虚偽事実の無意図的な共同生成と証言者の年齢特性：幼児と大人の語り合いはどうすれ違ふか。法と心理学, 1, 102-115.

Q RATACTM との違いは？ ケースによってNICHDとRATACTMのどちらを使った方がいいかというアドバイスはありますか。

A RATACTMの訓練を受けた人はRATACTMで、NICHDの訓練を受けた人はNICHDで面接を行うのがよいと思います（RATACTMの訓練を受けずにRATACTMを行うことはできません）。ただし、どちらの方法を使おうとも、重要なことは、子どもからの詳細情報をいかに得るかです。「いずれの面接においても、「触られたことがありますか」(クローズド質問)に対し「はい」という応答を得るだけでは、不十分であり、「触られたことがある」ならば、まずはその内容を子どもの言葉で報告してもらおうことが重要だと思います。

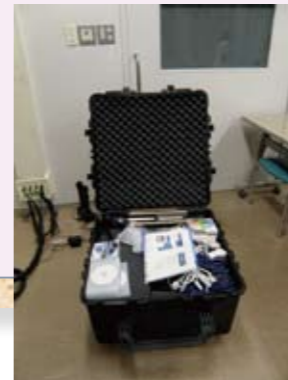
Q 職場にカメラが1台しかありません。2台ないとだめでしょうか。機材が揃わなかった場合、面接のやり方のみNICHDに則ったとしても、証拠としての価値はなくなりますか。

A そのようなことはありません。録画の目的は、面接者や子どもの言葉をできるだけ正確に記録し、面接を繰り返さないことです。ですので、1台のカメラであっても、これらが達成されている限り、重要な証拠となり得ると思います。

英国のように、2台のカメラで撮ることが推奨されている国もあれば、1台で実施している国もたくさんあります（イスラエル、アメリカの諸機関等）。どんなかたちであれ、客観的な記録（録音、録画）がなされていけば、それが無い場合に比べ、供述の信用性はより良く判断できるでしょう。なお、客観的な記録があるから証拠的価値があるというよりも、客観的な記録があれば、証拠としての価値をより適切に判断できる（客観的な記録がないと、推測の度合いが多くなる）ということだと思います。

司法面接の重要性は、①できるだけ子どもの言葉で話してもらうこと、②できるだけ早い時期に、③できるだけ回数を少なく行うこと、そして④客観的な記録を残すことです。

北海道大学 司法面接支援室 仲 真紀子



Australasian Human Development Association

AHDA

2011年7月4日-6日

Australasian Human Development Association (AHDA),  
17th Biennial Conference (Dunedin, 4-6 July 2011)

AHDA(オーストラリアン人間発達学会)は1980年初期に設立された人間発達に関する学会で、胎児期の環境から幼児、児童、青年といった発達の様々な段階における研究の発展を目的としている。



この第17回大会に、JSTプロジェクトで協力いただいている杉村智子氏(福岡教育大)と参加した。この学会では2000年代初頭、波多野諒余夫先生が基調講演をされるなど、日本との交流もあったが、その後は途絶えていたとのこと。私は日本からは二人目の基調講演ということで、「日本における子どもの証言」について報告した。小さな学会だが、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、オーストラリア・ニュージーランドに在住しているイラン、ホンコン、中国などからの参加者もあり、環太平洋という結合とマルチ文化間での交流を経験できる会であった。

3日にわたり4つのセッションが同時並行で行われ、充実した報告が行われた。特に3日目は午前・午後にわたり「法的文脈における子どもの能力と経験」というセッション(企画:Fiona Jack)があり、7人の報告があった。内容を簡単に報告する。

・「大人による質問の繰り返しを子どもはどう解釈するか:未発達な誤解か語用論的な洗練された解釈か」(P. Howie, M. Lechowicz, & C. Van Golde):質問を繰り返すと子どもは反応を変えると言われる。実際、大人が子どもによる1回目の反応(答え)に不満足な様子を示すと、子どもは反応を変える。ここでは、幼児が経験したことについて、質問を繰り返すという実験を行った。併せて、子どもの語用論的知識や言語能力を測定した。その結果、年齢によらず、語用論的知識が高い子どもは繰り返しを「答が不十分だ」と解釈し、反応を変えた。反応の変遷は、子どもによる質問の解釈の仕方に依存するといえる。

・「ネガティブな状況における、子どもによる自己および他者の感情表現」(仲・小山・二口):5歳~小学校6年までの幼児、児童を対象に、人形劇におけるパペットがどのような気持ちか(他者の気持ち)、また、パペットに対してどう思うか(自分の気持ち)を尋ねた。幼児は、自分の気持ちよりも人の気持ちを述べるのが容易であり、またポジティブな状況よりもネガティブな状況で、より多くの語や表現を用いることができる。また、性差があり、女兒において、より多くの表現がなされた。



・「幼児の目撃記憶:(出来事における)周辺の人物および変装した人物の再認および同定識別」(杉村):幼児と大学生を対象に、お楽しみ会における司会や助手の顔の記憶や変装した顔を用いた場合の再認について調べた。全体として、周辺の人物に関する記憶は低く、特に幼児において司会者を当てた人は皆無であった。変装による影響も、特に幼児において大きい。

・「家庭裁判所(family court)での手続きと法的専門家(代理人)に対する、子どもの見方」(M. Gollop):国連人権委員会の勧告にもとづき、子どもの意見を離婚訴訟に反映させることが求められている。家裁での手続きを体験した子どもに、代理人、すなわち弁護士に関する見方を尋ねたところ、弁護士とよい関係を築き、意見表明できたとする子どももいたが、自分の意見を反映してもらえなかった、秘密が守られない、と答えた子どもも少なくなかった。代理人との関係をいかに築いていたかが重要なキーであり、築けなかった子どもでは不満が多かった。



・描画にもとづく面接:子どもの言語報告に対する面接者の教示の効果(E. Crawford, J. Gross, & H. Hayne):過去の経験について絵を描くことは、正確な報告を増加させることもあるが、条件によっては低下させることもある。ここでは、明確な教示の有無が報告の正確さに及ぼす影響を調べた。5~6歳児がボート遠足の体験をした後、教示あり条件、なし条件で絵を書くように求められた。後者においてよりエラーが多かった。

・「子どもによる、誤った報告に対する反対尋問の効果」(R. Hand, & K. Bussey):反対尋問は、子どもの(事実に関する)証言の正確性を低下させるという報告がある。しかし、子どもは親からコーチングされて嘘の証言をする場合もある。6歳、9歳の子どもに、実際にはなかったこと(先生がポスターを破った等)に関する嘘をつくように教示し、このことについて反対尋問の効果を検討した。その結果、反対尋問は、むしろ正確さを高める役割を果たした。

・「本当のことを話すように約束した後での、違反行為に関する子どもの報告」(K. Bussey):性虐待の被害を受けた子どもはなかなか開示しないが、それでも法廷で証言するよう求められることがある。5~7歳の子どもに違反行為(大人がシールを盗む)を見せ/あるいは見せず、このことについて面接を行った。真実を話すよう約束する/同意を求める/告げる、という条件で開示を求めたところ、子どもは真実と嘘に関する知識や約束の意義についてよく理解しており、条件によらず17%のみが違反行為を開示した。

北海道大学 司法面接支援室 仲真紀子

国際犯罪学会/科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化

2011年8月5日-9日

国際犯罪学会 第16回世界大会(神戸国際会議場)

国際犯罪学会

日本犯罪心理学会、日本犯罪学会など犯罪・福祉等に関わる諸学会(日本犯罪関連学会連合会)が中心となり、The 16th World Congress: International Society for Criminologyが開催された。5日間にわたり、幅広いトピックに関する研究報告、シンポジウムが行われた。子どもの福祉、面接に関するいくつかの報告を紹介する。

・JST(科学技術振興機構)による「科学的根拠に基づく子どもの被害防止:研究から実践へ」(8月8日)では、原田氏(科警研)が児童の地理的行動(どの時間帯にどこにいたことが多いか)を明らかにすること



で、子どもの安全を促進する試みを、山中氏(産総研)は虐待の早期発見を見出すデータベースとソフトウェアの開発成果を、仲は司法面接の取組を、ブル氏(レスター大)は面接法ガイドラインの開発の経過と過程について報告し、討議した。全体として研究者と実務家の連携の重要性が確認された。

・「司法における犯罪者・被害者等に対する面接(日本犯罪心理学会第49回大会)(8月6日)では、山本氏(日本子ども家庭総研)が事実確認を行う事の意義と第三者機関としての評価センター設立の必要性を、宮寺氏(科警研)は実際に子どもの性被害への聴取を行っている警察官への調査結果を(オ-

ブン質問の効果が高いと認知されている)、和智氏(科警研)は被疑者取調べにおける自白と関わる要素として関係性が重要であるという警察官の認識を、平野氏(栃木刑務所)での女性受刑者(被害体験を持つ人が多い)に対する言語化を重視した面接の意義を報告した。藤川氏(京都ノートルダム女子大)、仲が指定討論を行った。

・「日本と韓国における子どもへの司法面接の開発」(8月9日)(仲・Jo)では、Jo(Hallym大学)が韓国での警察官を対象とする、NICHDプロトコルにもとづく司法面接研修の効果について、仲が日本での福祉司・心理司を対象とする同様の司法面接研修の成果について、井上(北大)が司法面接を繰り返すことの効果について研究報告を行った。

この学会では、また、上宮(室員)、名畑(北大)がポスター報告を行った。

この国際犯罪学会は、JSTからの経費も受け、ブル教授をお招きするなど、私たち司法面接支援室でも1年前から準備してきた大きなイベントであった。世界中から人が集まり、ネットワークを広げることができたこと、研究に関する様々なインスピレーションを得ることができたことなど、意義深い会議であった。会議の開催を支えてくださった諸氏に深く感謝申し上げたい。なお、JSTによる上記のシンポジウム「科学的根拠に基づく子どもの被害防止:研究から実践へ」については、以下のサイトに詳細な記事がある。

[http://www.anzen-kodomo.jp/column/kyoudou/20110909\\_symposium.html](http://www.anzen-kodomo.jp/column/kyoudou/20110909_symposium.html)

北海道大学 司法面接支援室 仲真紀子

ある提言-「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」-について

研究者、学者から成る日本学術会議という組織があります。この組織は1949年、内閣総理大臣の所轄のもとに設立され、科学に関する重要な事項を審議し政策提言を行うこと、科学の役割について世論啓発を行うことなどをその職務としています。この組織のなかに設置された法と心理学分科会という委員会が、最近、政府、法曹に向けて「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」という提言を出しました。これは面接法に関する提言でもあり、本プロジェクトともかかわりますので、紹介します。提言の背景と趣旨は以下のようなものです。

現在、司法や福祉場面における面接、調査、事情聴取には、法的な制度によって裏打ちされた標準化された手続きというものはありません。また、録画・録音などによる客観的な記録もなく、効果の検証もなされていないのが現状です。そのようななかで、目撃供述の誤り、虚偽自白の問題、そして被害が疑われる人、子どもへの面接の困難さの問題が繰り返し取り上げられ、議論されています。一方、欧米、オセアニア、東南アジアなどの諸外国では、情報収集アプローチによる被疑者面接、認知面接による目撃者への事情聴取、子どもや大人の被害者に対する司法面接など、心理学的な知見を活かした事情聴取・取調べ技法が実務において用いられ、効果を上げています。こういった科学的な根拠をもつ面接法を確立することは、今日的な重要課題の一つであり、そのような認識に立って、上記分科会は、政府ならびに法曹に対し、次の

ような提言を行いました。

(1) 事情聴取・取調べ技法の高度化  
人間の記憶や認知機能への配慮のない面接法や糾問的アプローチは、虚偽の報告や精神的二次被害を生み出しやすい。よって、政府のもとに心理学者、法学者、実務家等からなる委員会を設置し、科学的根拠にもとづく面接技法の使用の制度化を目指すこと。

(2) 専門家との協働による事情聴取・取調べ技法の研修訓練  
面接法の習得・維持のためには、適切な研修訓練を行う必要がある。よって、上記委員会は、面接技法の研修や監督を行い、技法の維持、向上に努めること。

(3) 事情聴取・取調べの全面可視化  
事情聴取・取調べで得られた情報は、後の検証に耐えられるように、正確に記録する必要がある。冤罪を防止するためにも、面接技術の維持と向上のためにも、事情聴取・取調べの全面的録画・録音を早急に制度化すること。

本当に、実務家、研究者等が協同して委員会を組織し、事情聴取法、面接法、取調べ法などの科学化を目指すことができるようになれば、と思います。詳しくは、<http://www.scj.go.jp/ja/info/>をご覧ください。提言「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」をダウンロードすることができます。NICHDプロトコルについても記載があります。

Society of Applied Memory and Cognition : 応用記憶認知学会

SARMAC

2011年6月27日-29日

Society of Applied Memory and Cognition : 応用記憶認知学会

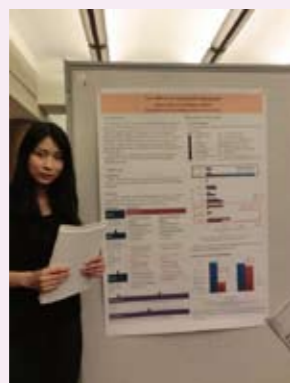
6月27日ー6月29日から3日間、米国ニューヨークにて、Society of Applied Memory and Cognition(SARMAC: 応用記憶認知学会)の第9回会議が開催されました。今回の学会では、面接法、虚偽検出、自伝的記憶などの研究が多く発表されており、様々な地域において、研究がどんどん進んでいる様子がよくわかりました。

本プロジェクトと関連が深い、面接法の研究では、子どもへの面接に関する研究はもちろんのこと、米国の海軍で用いられている面接法、テロリストへの面接など、様々な種類の面接手続きに関する研究が発表されていました。

プロジェクトと仲研究室からも研究員と院生が以下の内容の発表を行いました。

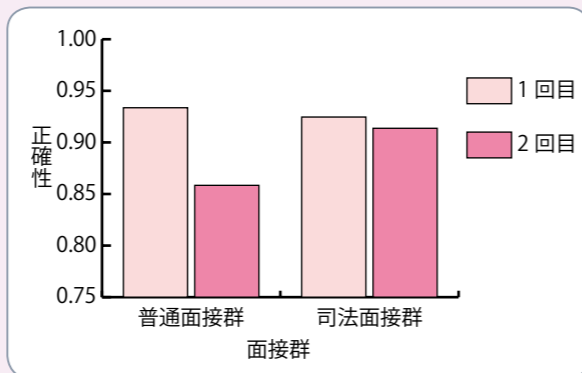
The effect of repeated interviews : 面接の繰り返しの効果

本研究は、NICHDガイドラインを用いて、繰り返し面接を行った場合の偽りの記憶の形成について調査しました。普通面接群では、面接者には質問方法について制限を与えず、司法面接群では、面接者にはNICHDガイドラインに従って面接を行うように教示しました。面接は、1回目を実施し、その1週間後に2回目の面接を行いました。その結果、司法面接群では、2回の面接を通してオープン質問が多く使用されていたのに対し、普通面接群では、2回目の面接でクローズ質問の使用が増加していることが示されました。また、報告された情報については、普通面接群では、1回目の面接よりも2回目の面接で情報の正確性が低下しました。これに対し、司法面接群では、1回目、2回目ともに、引き出した情報の正確性に

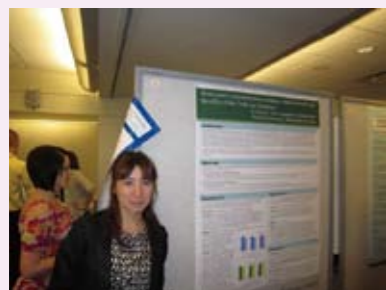


違いはみられませんでした。この結果から、司法面接の手法を使用し、オープン質問によって聴き取りを行うことで、面接を繰り返した場合には正確な情報を引き出すことができる可能性が示唆されました。

(Ayumi Inoue & Makiko Naka)



Mock juror's evaluation about children's ability to testify and the effect of the Truth-Lie Discussion. : 一般市民による子どもの証言能力の評価に宣誓の有無が及ぼす影響について

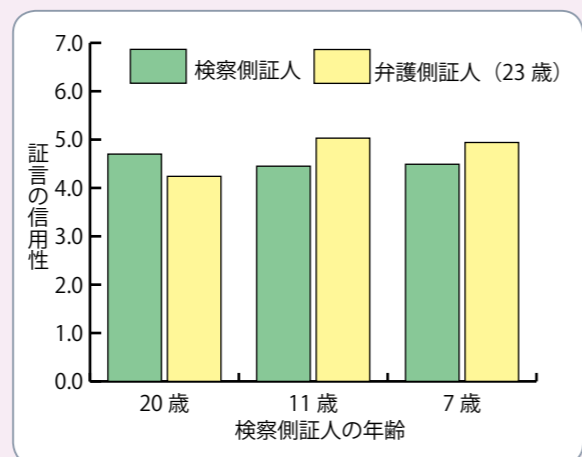


本研究では、弁護側証人と検察側証人の証言が争点となるような模擬裁判場面を設定し、その際の、それぞれの証人の証言能力の信用性について、参加者に評価を求めました。検察側証人の年齢が7歳、11歳、20歳

の場合の条件を設定しました。7歳と11歳には宣誓に代わる嘘や本当について答える質問を行い、20歳の場合は通常の宣誓を行いました。どの条件においても対する弁護側証人の年齢は23歳と設定しました。その結果、検察側証人の証言においては、7歳、11歳、20歳のどの場合でも、証言の信用性評価に大きな差は見られませんでした。しかし、弁護側証人の証言の信用性評価では、検察側証人が7歳、11歳の場合は、弁護側証言の信用性が高く見積もられるのに対して、20歳の場合は、検察側、弁護側の証言の信用性に違いが見られないという結果が得られました。つま

り、対立する証人の年齢によって、証言の信用性の評価が変動することが示されました。

(Ai Uemiyu, Yuko Yamasaki, & Makiko Naka)



条件ごとにおける各証人の証言の信用性評価

ICOM5 / プロジェクト進行状況 (福岡教育大学グループ)

2011年7月31日8月-29日

ICOM5

The 5th International Conference on Memory (ICOM)

7月31日ー8月5日まで、イギリス、ヨーク州で国際会議、The 5th International Conference on Memory (ICOM)が開催されました。本会議は、5年に1度開催され、様々な記憶研究者たちが、一同に会します。今回のICOM5では、500以上の口頭発表、250のポスター発表、また、世界の第一線で活躍する研究者たちによる10のキーノート・スピーチが行われました。

人の記憶から正確に情報を引き出すという司法面接法は、記憶研究と深い関連があります。そのため、今回の学会に参加し、最新の記憶研究に関する情報を収集することは、プロジェクトにとっても、大変意義深い機会となりました。

また、学会では、当プロジェクトからも研究員が参加し、以下の研究発表を行いました。(What do people remember about telling lies and being told lies?: 嘘に関する過去の記憶 (Uemiyu & Naka))

今回の学会では、「記憶の抑制」や「トラウマ記憶」というテーマで様々な最新の記憶研究の成果が発表されていました。なかでも、「言語隠ぺい効果 (verbal over-shadowing)」について非常

に興味深い知見を得ることができました。この現象については、日本では本プロジェクトの杉村グループがこれまで幼児を対象とし、研究を進めてきています。言語隠ぺい効果とは、目撃した人物の特徴について言葉で説明させた場合と、説明させなかった場合が人物同定の正確性に及ぼす影響について検討したものです。これまで、この言語隠ぺい効果の研究は、大人を対象としたものがほとんどであり、子どもを対象とした研究はあまりなされていませんでした。今回の学会では、ベルギーの研究グループが、7~8歳、10~11歳、13~14歳、18~30歳を対象に検討を行っていました。その結果、全ての年齢で言語隠ぺい効果がみられたという結果が得られていました。



学会は、ヨーク大学の構内で開催され、構内の池には、黒鳥がいました。とても、風情のある会場でした。

北海道大学 司法面接支援室 上宮 愛

プロジェクト進行状況 (福岡教育大学グループ)

福岡教育大学

杉村グループでは、昨年度に引き続き今年度も、①現実場面に近い状況で子どもの目撃証言能力を検討する応用的側面と、②子どもと成人の顔刺激に対する情報処理の違いを検討する基礎的側面の2つの方向から研究を進めています。それでは次に、それぞれの研究の具体的内容をご紹介します。

①ラインアップ手続きにおける同時提示法と消失提示法の比較

ラインアップの手続き(写真を複数枚提示して、その中から自分が見たと思う人の写真を選択してもらう手続き)において、どのような手続きで行うと子どもの再認成績があがるのかという問題は、欧米では複数の研究で検討されています。最近のPozzulo, Dempsey, & Crescini (2009)の研究では、同時提示法と消失提示法の比較を行い、消失提示法の正再認率が高くなることが明らかにされています。

同時提示法とは、ラインアップの全ての写真(例えば6枚)を同時に6枚提示し、子どもに、その中に自分がさっき見た人が「いるか」「いないか」、もしくは「わからないか」を尋ねます。そして、「いる」と答えた場合にのみ、どの写真かを尋ねます。一方、消失提示法とは、まず6枚を同時提示し、その中から自分がさっき見た人と一番似ていると思う写真を1枚選択させます。そして、選択された1枚のみを提示し(残りの5枚は片付けます)、もう一度、その写真がさっき見た人が違う人かを判断してもらいます。

Pozzulo, et al. (2009)では、消失提示法のほうが正再認率が高くなることが明らかにされていますが、日本では2つの方法を比較したデータはありません。そこで、日本の幼児を対象として同時提示法と消失提示法を比較する実験を行いました。現在、分析中です。

②人物の性別を判断する時に、子どもはどのような情報処理をしているのか?

幼児と成人を対象として顔の性別を判断させる課題を行い、判断の正確さと判断時の視線データにおける両者の違いを検討しました。提示された刺激は、男っぽい短い髪、女っぽい長い髪、髪を隠した男性と女性の計6種類です。下記の写真は、髪を隠した女性刺激と、女っぽい髪の男性刺激に対する性別判断時の視線データの例です。

幼児は、長い髪の男性と短い髪の女性に対して髪型を手がかりにしたと思われる誤判断が多く、成人は、髪型に影響されずに正しい判断を行う傾向がありました。しかし、視線データにおいては幼児と成人の注視箇所の傾向に差はなく、幼児も成人も髪型ではなく、顔の内部のみを注視していることが明らかになりました。なぜ、幼児は顔の内部に注目しているのに髪型を手がかりとした判断をする傾向にあるのか?という疑問がのこるのですが、おそらく子どもは、周辺視野の情報を無視できないのではないかと考えています。

福岡教育大学 杉村智子



図 性別判断時の視線データの例 (丸の大きさは停留時間、丸のなかの番号は停留回数を表している)



## カレンダー

日付	内容
5月14日	ピア・スーパーヴィジョンの会(家庭クラブ会館)
5月18日	子どもの虹情報研修センターシンポジウム(子どもの虹情報研修センター)
5月20日	北海道発達懇話会(北海道大学)
5月27日	法と心理学者による実務家研修【研修1】目撃供述はなぜ誤るのか:その原因と目撃供述の評価法 厳島行雄教授(日本大学)開催場所, 学習院大学
5月27日	「犯罪からの子どもの安全」進捗報告会(社会技術研究開発センター)
5月28日 ~29日	日本認知心理学会第9回大会(学習院大学)
6月13日 ~14日	「子どもから事実を聞き取るための面接」研修~暴力被害を受けた児童からの事実確認面接~(司法面接研修)(島根)
6月15日	札幌法と心理学研究会(北海道大学)
6月23日	司法面接研修(札幌南藻園)
6月27日 ~29日	SARMAC(Society of Applied Memory and Cognition) IX Conference 第9回応用記憶認知学会(アメリカ)
7月4日~ 6日	Australasian Human Development Association, 17th Biennial Conference(オーストラリア)
7月22日	旭川弁護士会シンポジウム(旭川)
7月23日	札幌臨床心理士会講演(札幌)
7月31日 ~8月5日	The 5th International Conference on Memory(ICOM) 第5回国際記憶学会(イギリス)
8月5日~ 9日	16th World Congress International Society for Criminology 国際犯罪学会第16回世界大会(神戸国際会議場)
8月7日	レイ・ブル(Ray Bull)教授講演会(兵庫)
8月10日	レイ・ブル(Ray Bull)教授講演会(大阪)
8月17日	WS面接者に対する反対尋問:子どもの録画面接をめぐる(北海道大学)
8月23日 ~25日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修(大分)
8月30日 -10月1日	児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修(岡山)
9月10日	第37回北海道で更生と再犯防止を考える会(札幌)
9月15日 ~17日	日本心理学会第75回大会(日本大学)
9月18日	法と心理学者による実務家研修【研修2】被疑者へのビデオ録画面接の効果:面接技術の向上のためにも レイ・ブル(Ray Bull)教授(英国レスター大学)開催場所, 日本大学
9月27日 ~28日	被害児童からの客観的聴取について:司法面接技法の取組(青森県警)
10月1日 ~2日	法と心理学会第12回大会(名古屋大学)
10月3日 ~4日	司法面接研修 第1クール1回目(道児相・札幌児相)
10月18日	フランク W. パトナム先生講演会『解離性障害とは』(札幌)
10月19日	フランク W. パトナム先生講演会『トラウマが子どもの発達に及ぼす影響とその長期予後~変えるために何ができるか』(札幌)
10月23日	「子どもの健康と安全を守るために」ゆいネット公開シンポジウム(札幌)
10月26日	札幌法と心理学研究会(北海道大学)
10月29日 ~30日	JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域 H23 年度領域合宿(千葉)

### 募集中

## お子様 研究協力者 募集

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、お子様の研究協力者を募っております。2010年度より、ご協力いただけるお子様にはご登録いただけるようになりました。2011年度も登録者を募集しております。登録についての詳細はプロジェクトHPをご覧ください。登録用紙もHPからダウンロードできます。

<http://child.let.hokudai.ac.jp/doc/?r=89>

### 受付中

## 司法面接に関するご相談

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、司法面接の研修や実施に関わるご相談を受け付けています。

### 募集中

## 大学院生 募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生(修士, 博士)の受験をお待ちしています。専門職にある方の社会人入学も歓迎です。大学院受験については、北大文学研究科のHPをご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局  
(司法面接支援室)

060-0810 札幌市北区北10条西7丁目  
北海道大学 大学院 文学研究科 内  
電話 / FAX : 011-706-2306  
child@let.hokudai.ac.jp  
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

プロジェクト代表  
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座  
教授 仲真紀子  
mnaka@let.hokudai.ac.jp